

## 特定目的積立基金内規

一般社団法人日本粉体工業技術協会

- 1、本会の公益事業を円滑に実施するために、総会の議決を得て、収支決算の差額の一部を特定の使途目的のための基金として積立てることができる。
- 2、特定の使途目的のために積立てた基金の支出にあたっては、退職給与積立基金を除き、総会の議決を得なければならない。
- 3、特定目的のための基金は下記とする。
  - (1) 退職給与積立基金  
職員等（常勤役員を含む）、退職時の退職金を、予め積立てておくもので、その積立金額は法定範囲内を上限とする。
  - (2) 事務所整備積立基金  
将来の事務所移転・増床・新規開設・購入、および事務所内施設の更新・拡充等に備え、予め積立てておくもので、その積立金額については、総会の議決を得るものとする。
  - (3) 国際交流事業支援積立基金  
定款第4条に定める事業のうち、海外関連諸団体との交流を目的とした国内外での各種学術会議の開催、海外視察、招聘等に対する支援を目的として、積立てるもので、その積立金額については、総会の議決を得るものとする。
  - (4) 創立50周年記念事業積立基金  
協会創立50周年記念事業実施に備え、予め積立てておくもので、その積立金額については、総会の議決を得るものとする。
- 4、上記以外に特定目的のため積立てる必要が生じた場合は、総会の議決を得なければならない。

(附 則)

この内規の制定・改定は、理事会承認を得た日から施行する。

(付 記)

平成18年3月16日 制定（理事会承認）

平成23年3月18日 確認（理事会承認）

平成24年3月16日 一部改定（理事会承認、第31回総会議決）